

平成元年5月9日施行

第一章 総 則

(大会の名称)

第 1 条 本大会の名称は「埼玉県マーチングコンテスト」とする。

(実 施)

第 2 条 埼玉県マーチングコンテスト A の部および B の部は、埼玉県吹奏楽連盟に加盟する正会員団体が参加して毎年 1 回実施する。

(実施会場・日時等)

第 3 条 実施会場・開催要項その他必要事項については、全日本マーチングコンテスト実施規定に準拠し、毎年 3 月末日までに埼玉県吹奏楽連盟理事会（以下、理事会という）でこれを定める。開催日については、西関東マーチングコンテスト開催日の 3 週間以前とする。

第二章 実施区分および参加資格

(実施区分および参加部門)

第 4 条 埼玉県マーチングコンテストの実施区分は「中学生部門」「高校以上部門」の 2 部門制とし、それぞれ上部大会の異なる A の部、B の部を行う。C の部は令和 7 年度をもって廃止とする。

(参加資格)

第 5 条 参加資格は、埼玉県吹奏楽連盟に加盟する団体で次のとおりとする。

① 中学生

構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒、または、校外で活動する単独校、複数校混合の団体に在籍している中学生とする。同一学内、同一団体内の小学校児童の参加は認めるものとする。在籍する中学校が出場する場合、当該校の部員が他の団体に出場することは認めない。

② 高等学校

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする（同一経営の学園内中学校生徒・学園内小学校児童の参加は認める）。

③ 大 学

構成メンバーは、同一大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

④ 職 場

同一経営の会社、工場、事務所、官公庁（それぞれグループ企業・団体も含む）などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーは、その勤務先に勤務しているものとする。

⑤ 一 般

構成メンバーは自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

2. 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。ただし、同一団体が A の部および B の部の両部に出場することは認める。

3. 少人数の団体の救済処置として、中学生部門、**高等学校部門**は複数団体での合同出場を認める。

4. 第 5 条 3 項は、各団体単独で大会出場できない場合でも、合同演奏を行うことで、マーチングコンテストへの参加を可能にする措置であり、各団体からメンバーを選抜するなど、設置の趣旨に沿わない場合には出場を認めない。

(指 揮 者)

第 6 条 指導者並びに指揮者および**ドラムメジャー**の資格について制限しないが、加盟団体の長が認めたものとする。

2. 同一部門において指揮することができるのは 1 団体とする。

3. 第 6 条 2 項の例外規定として、以下を設定する。

(1) 第 5 条の 2 の規定により 1 正会員団体が A の部と B の部に 2 編成出場する場合は、同一人が指揮をすることができる。

(2) 中学生部門において中学校の学校単位以外の団体を指揮する場合は複数団体を指揮することができる。

第三章 県 代 表

(上部大会)

第 7 条 A の部は西関東マーチングコンテストを経て、全日本マーチングコンテストへ連なる。B の部は西関東マーチングコンテストへ連なる。

(代表団体の推薦)

第 8 条 県代表団体は、審査員の推薦または投票により選考し、西関東マーチングコンテスト開催日の3週間以前に西関東吹奏楽連盟（以下、西関東吹連という）へ推薦・報告する。
2. 西関東マーチングコンテスト出場に要する費用は出場団体の負担とする。

(推薦団体数)

第 9 条 推薦団体数については、その年毎に西関東吹連の定める数を推薦する。
2. 推薦にあたって、実施区分別推薦団体数の配分は別途実施細目の定めるところによる。

第四章 参 加 申 し 込 み

(参加費用)

第 10 条 埼玉県マーチングコンテスト参加に要する費用は、参加団体の負担とする。

(出場申し込み)

第 11 条 埼玉県マーチングコンテストに出場を希望する団体は、実施に先立ち、その年毎の実施要領によって決定された方法により、出場申し込みをするものとする。

第五章 演 奏 ・ 演 技

(参加人員)

第 12 条 A の部の参加人員は、ドラムメジャーを含み81名以内とする。指揮者はこの人数に含まない。
2. B の部の参加人員は、自由とする。ただし、申込人数を超えることはできない。

(編 成)

第 13 条 A の部の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器とする。エレキベース、ピアノ、チェレスタ、ハーブの使用は認めない。大道具、ピット楽器の使用は認めない。
2. B の部の編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器とし、ピット楽器（エレキベース、ハーブ、電子楽器の使用も可）および手具の使用は認める。
3. 歌声については、スカット・ハミング・歌詞を認める。

(出演時間)

第 14 条 A の部の出演時間は6分以内とする。中学生部門Bの部の出演時間は7分以内とする。高等学校以上部門Bの部の出演時間は8分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始から終了までの時間をいう。出演時間を超過した場合は審査の対象としない。

(演奏曲目)

第 15 条 演奏曲目は自由とする。

(規定課題)

第 16 条 A の部に参加する団体は、全日吹連がその年度ごとに定めた規定課題を演技しなければならない。

(服 装)

第 17 条 服装は自由とする。

(出演順序)

第 18 条 各部における参加団体の出演順序は、あらかじめ抽選により決定する。
2. 各部の順序はその年ごとにマーチング実行委員会において決定する。

(申込内容の変更)

第 19 条 申込内容の変更は原則として認められないが、やむを得ず次の項目について変更する場合は、コンテスト実施の前日までに理事長へ、団体長による書面申請を行い、承認を得ることとする。なお、口頭または電話のみによる申請は原則としてこれを認めない。本条の手続きを行わずにコンテストに出場した場合

は、失格とし審査の対象とならない。

- (1) 指揮者
- (2) 演奏曲目および演奏順序
- (3) Bの部における参加人員の増

第六章 審査・表彰

(表彰)

第20条 表彰は、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。また、必要に応じて特別賞を贈る。

(審査員)

第21条 審査員は審査員選考委員会が人選し、理事長が委嘱する。

2. 審査員の数は原則として5名とする。
3. 審査方法は、別に定める審査内規による。
4. 審査員の委嘱後、審査員各個人の事由により、審査不能の状態が生じ補充困難な場合は、減員のまま審査を行うものとする。
5. 審査員の互選により審査員長1名を定め、運営委員は審査員長に審査員の統轄を依頼する。

(規定審判員)

第22条 第15条に定める規定課題の審査については、規定課題審判員（以下、審判員という）が行う。

2. 審判員は審査員選考委員会が人選し、理事長が委嘱する。
3. 審判員はマーチング指導の資質を有する者1名を合わせ、原則として2名とする。詳しい選考資格については、理事会で定める。
4. 規定課題の審査方法は、別に定める審査内規による。
5. 審判員の委嘱後、審判員各個人の事由により、審査不能の状態が生じ補充困難な場合は、減員のまま審査を行うものとする。
6. 審判員の互選により審判員長1名を定め、審判員の統括を運営委員が依頼する。

第七章 付 則

(共催・後援・協賛)

第23条 埼玉県マーチングコンテスト実施にあたって理事会が必要と認めた場合は共催および後援・協賛団体をもつことができる。

2. 共催および後援・協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第24条 埼玉県マーチングコンテスト実行委員は、その年ごとに選出する。

(付 則)

第25条 埼玉県マーチングコンテスト実施に関して本規定以外必要と認められる基準・内規については、その年ごとに理事会がこれを定める。

(実施細目等)

第26条 実施細目等については、その年度ごとに常任理事会の同意を得て実行委員会がこれを定めることができる。この規定は平成元年5月9日より施行する。

(改 定)

第27条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

2. この規定は、平成 5年 6月19日より一部改正施行するものとする。
3. この規定は、平成 7年 4月25日より一部改正施行するものとする。
4. この規定は、平成11年 4月23日より一部改正施行するものとする。
5. この規定は、平成13年 7月10日より一部改正施行するものとする。
6. この規定は、平成15年 4月30日より一部改正施行するものとする。
7. この規定は、平成16年 4月30日より一部改正施行するものとする。
8. この規定は、平成18年 4月26日より一部改正施行するものとする。
9. この規定は、平成19年 4月24日より一部改正施行するものとする。
10. この規定は、平成19年 6月12日より一部改正施行するものとする。

11. この規定は、平成21年 4月28日より一部改正施行するものとする。
12. この規定は、平成22年 4月27日より一部改正施行するものとする。
13. この規定は、平成25年 2月12日より一部改正し、平成25年度の実施より適用するものとする。
14. この規定は、平成25年 4月23日より一部改正し、平成25年度の実施より適用するものとする。
15. この規定は、平成26年 2月18日より一部改正し、平成26年度の実施より適用するものとする。
16. この規定は、平成29年 2月14日に一部改正し、平成29年度の実施より適用するものとする。
17. この規定は、令和 2年 8月25日に一部改正し、令和3年度の実施より適用するものとする。
18. この規定は、令和 4年 6月14日に一部改正し、令和4年度の実施より適用するものとする。
19. この規定は、令和 5年 4月25日に一部改正し、令和5年度の実施より適用するものとする。
20. この規定は、令和 6年 2月 6日に一部改正し、令和6年度の実施より適用するものとする。
21. この規定は、令和 7年 2月 4日に一部改正し、令和7年度の実施より適用するものとする。
22. この規定は、令和 8年 4月28日に一部改正し、令和8年度の実施より適用するものとする。